

# 企業年金体系の変貌と法制上の課題

平成21年7月22日

西村 淳

# 1 企業年金法制の位置づけ

## (1) 社会保障法上の位置づけ

- ・公的年金とあいまって老後保障を支える
- ・個人の自主的な選択の契機をもつ多様な所得保障手段を確保するためのものとして、企業年金法制を社会保障法上積極的に位置づける

(国家から国民への一方的給付関係でなく多面的双務的な法律関係として捉える社会保障法へのパラダイム転換の視点・菊池馨実)

# 1 企業年金法制の位置づけ

## (2) 労働法上の位置づけ

- 企業年金は「労働条件」である
- 労使間の合意(労働契約)に基づき任意に導入・実施されるが、労働者保護の観点から労働法の規制が設けられている
- 説明・開示規制、履行確保規制、差別禁止規制等が重要(森戸)

# 1 企業年金法制の位置づけ

## (3) 税法上の位置づけ

- 自社年金と異なり、受給権保護の仕組みがあり、公的年金とあいまって老後保障に資するものについて、税制上の優遇措置
- 拠出時非課税(ただしDCでは限度額あり)
- 運用時課税(厚生年金基金は一定額まで非課税、DB/DCは課税だが特法税凍結中)
- 給付時課税(公的年金等控除が適用される。退職一時金所得は優遇)
- 特法税の非課税は通常は給付時課税の強化につながる

## 2 企業年金法制における受給権保護

- (1) 積立基準に基づく外部積立の義務付け
  - ・企業外部への積立義務
  - ・継続基準と非継続基準に基づく積立義務
- (2) 受託者責任
  - ・事業主・基金理事の行為準則(注意義務と忠実義務)
- (3) 給付減額規制
  - ・理由要件と手続要件
- (4) 説明責任
  - ・労使合意による規約に基づく運営
  - ・加入者への説明責任
- (5) 差別禁止等

# 3 2001年企業年金改革の内容と意義

## (1) 背景

- ①90年代の財政悪化、②雇用人事制度の見直し、③会計基準の変更

## (2) 目的

- ①受給権保護の強化、②企業の選択の自由、③公的年金の補完

## (3) 内容

- ①代行返上によるDB制度創設、②DC制度創設、③適格年金制度廃止、④財政運営基準の強化と制度設計・運用規制の緩和(厚年基金財政中立化含む)

# 4 企業年金体系の変貌

## (1) 企業年金体系の大幅な変化

- ①大企業での着実な改革と中小企業での遅れ  
(企業の賃金・退職金改革の中で)
- ②適格退職年金の解約と厚生年金基金の解散で  
企業年金カバー率が低下
- ③適格退職年金と厚生年金基金が半々から、  
DB・DC・厚年基金・適年の拮抗へ(確定給付型・  
規約型中心)
- ④一時金からの参入による年金化も。一方で終  
身から有期年金化、予定利率適正化等による給  
付減額も進む

# 企業年金の現状

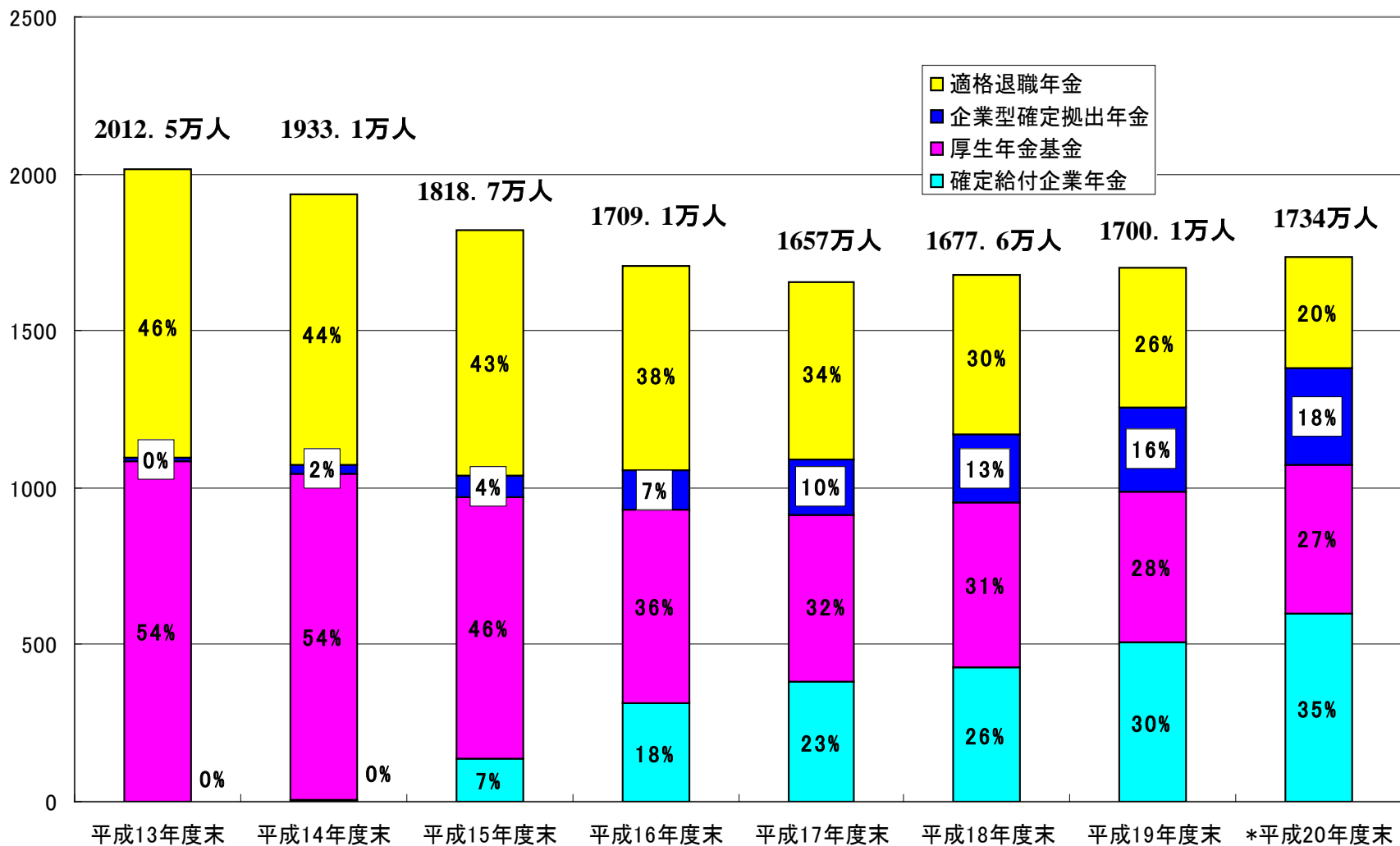
大企業では着実な改革、中小企業はなお課題

	退職年金 制度があ る企業	厚生年金 基金	確定給付 企業年金	確定拠出 年金	適格退職 年金	企業独自 の年金
計	[44.7]100.0	35.9	11.7	15.9	49.5	2.1
1000人以上	[80.7]100.0	12.7	45.2	35.0	34.1	4.5
300～999人	[69.3]100.0	27.2	22.4	20.3	54.9	1.8
100～299人	[58.9]100.0	31.8	12.1	17.6	57.9	1.4
30～99人	[37.0]100.0	41.1	7.4	13.0	45.7	2.4
平成9年	[52.5]100.0	43.8	-	-	74.9	6.0
平成15年	[53.5]100.0	46.5	0.0	1.8	65.8	2.7
平成20年	[46.9]100.0	35.6	12.9	15.8	50.1	2.2

(出典)平成20年就労条件総合調査 単位%

# 企業年金の現状

## 企業年金加入者数の減少

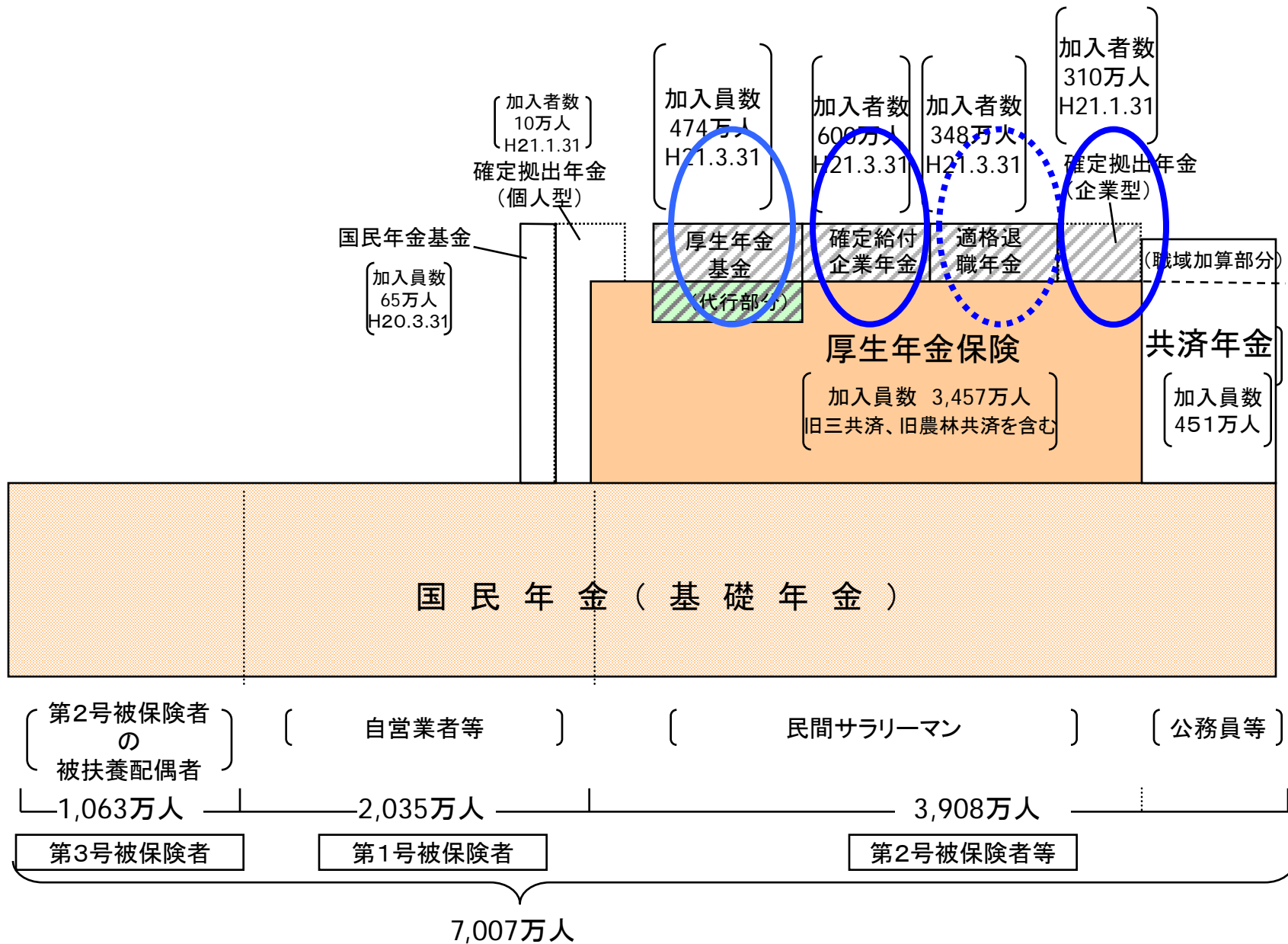


(出典)厚生労働省資料

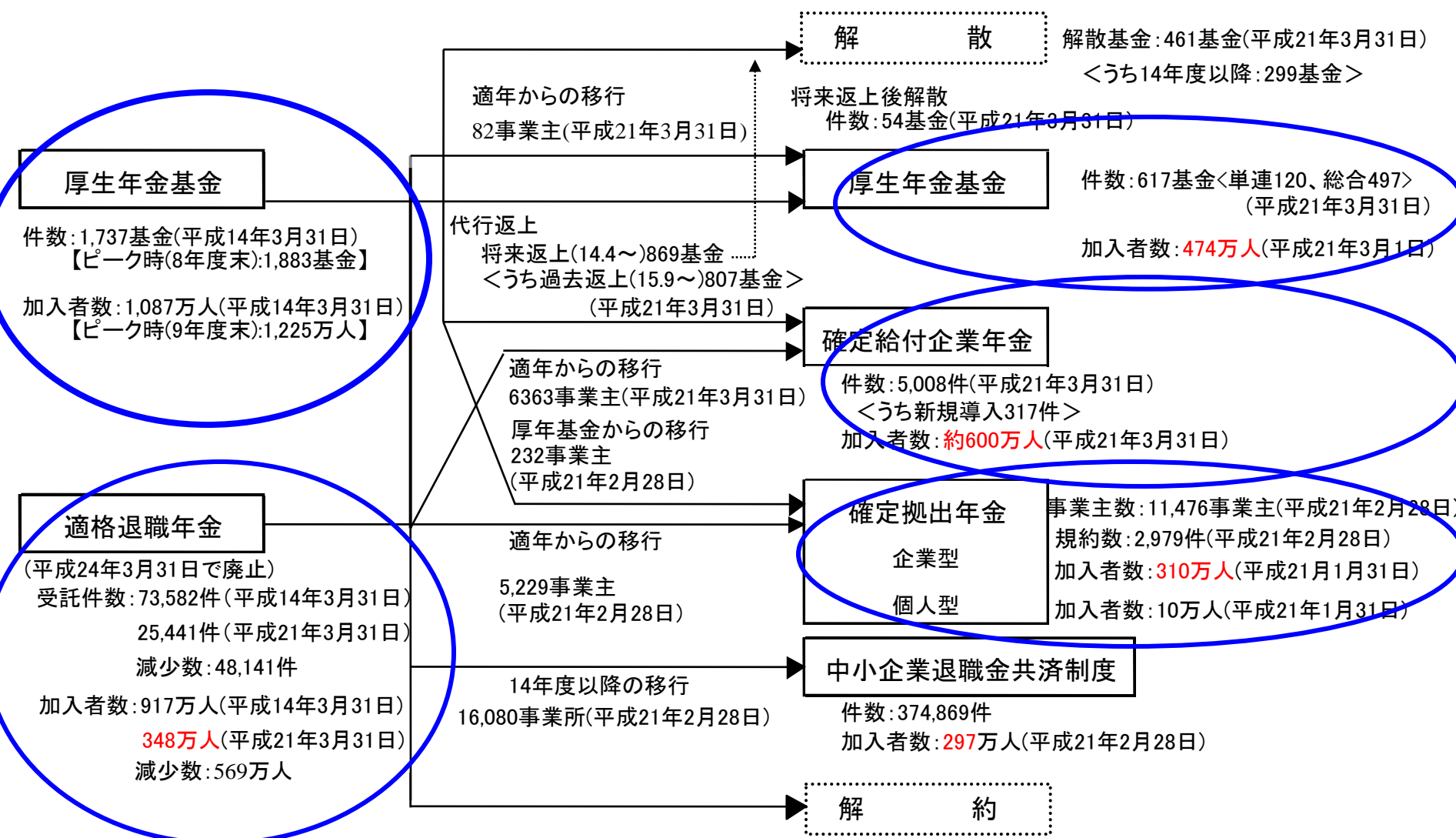
\* 企業型確定拠出年金については、平成21年1月31日の数値であり、適格退職年金については速報値である。

# 年金制度の体系

(数値は、注釈のない限り平成20年3月末)



# 企業年金等の状況



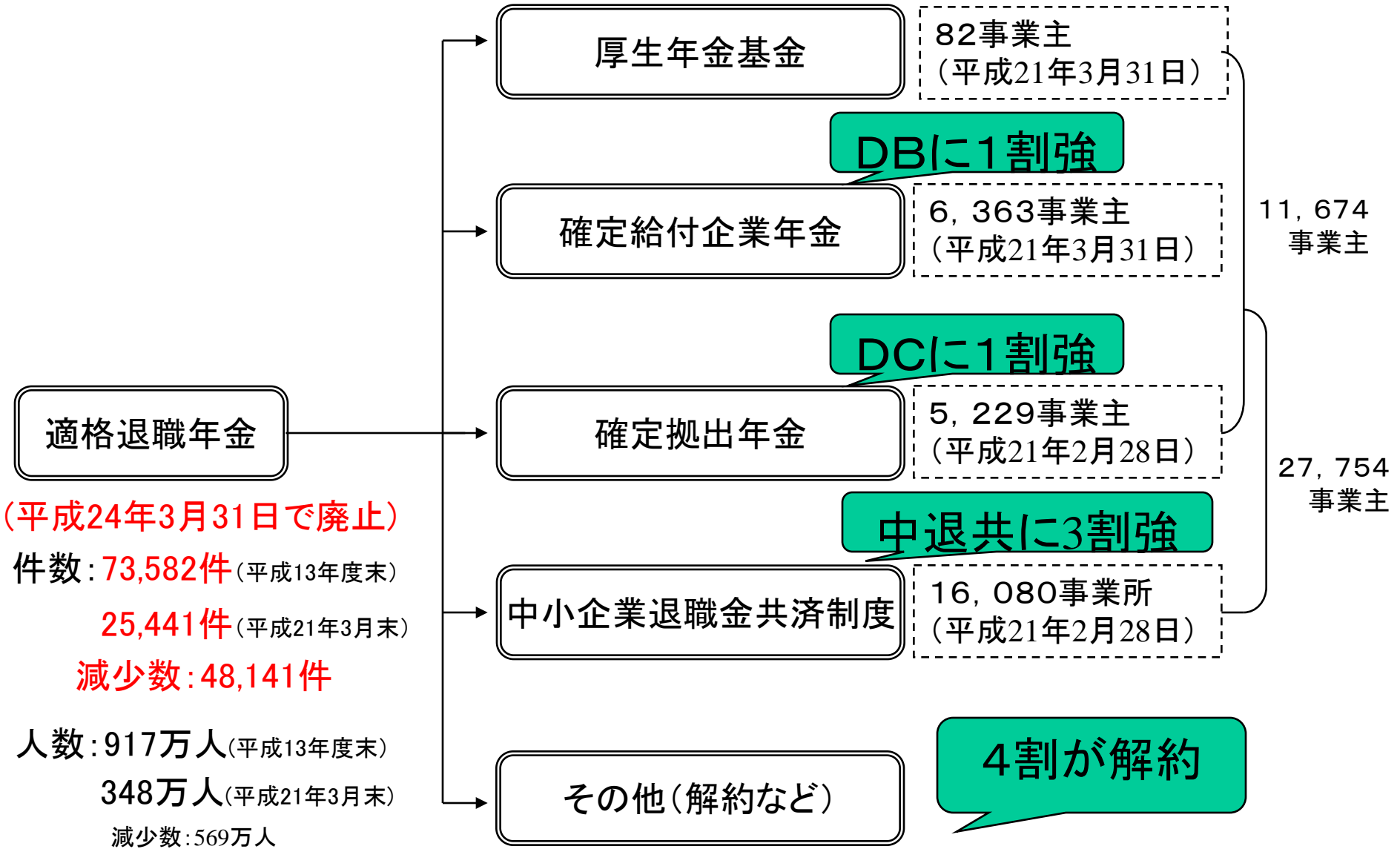
<注1> 適格退職年金から確定拠出年金及び中小企業退職金共済制度への移行数は、適格退職年金契約の全部又は一部を解除することにより、資産移換を行っている実施事業主数である。  
 <注2> 厚生年金基金の件数、加入者数等は企業年金連合会による推計値。  
 <注3> 平成21年3月末における適格退職年金の件数と加入者数は速報値である。

# 4 企業年金体系の変貌

## (2) 適格退職年金の移行

- ① 移行のペースが予想よりも遅い(期限まであと3年の現在なお中小中心に4割残)
- ② 企業年金への移行よりも解約が多い  
(DB 1割強、DC 1割強、中退共3割強、  
解約4割)
- ③ 最近、簡易型などでDBへの移行が多い
- ④ 連合型が増え、総合型は伸び悩み
- ⑤ 退職金改革、給付減額とともに進行

# 適格退職年金の企業年金等への移行状況

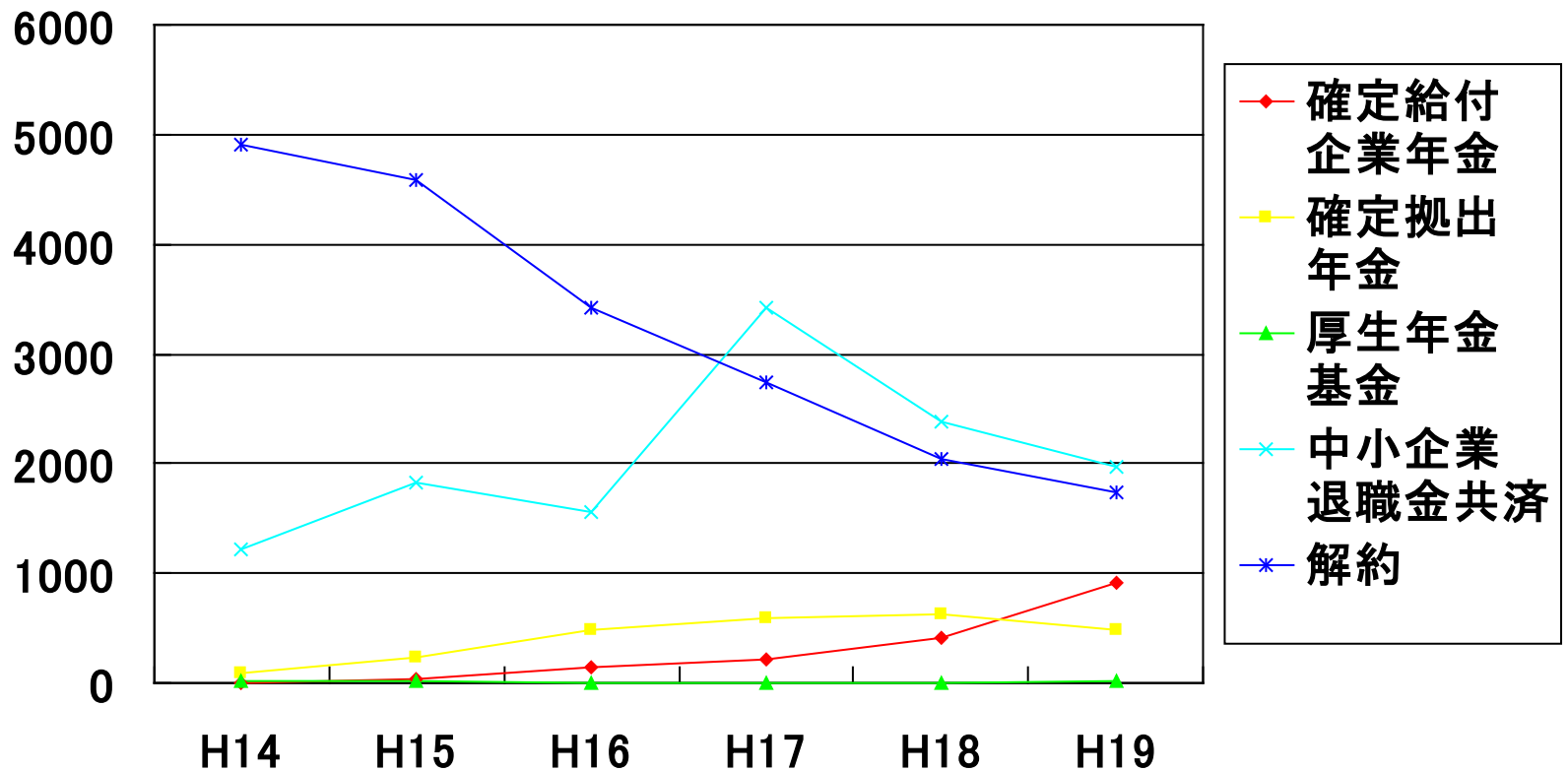


<注1> 適格退職年金から確定給付企業年金への移行数は、新規設立と同時に又は既存の確定給付企業年金に適格退職年金から権利義務承継若しくは資産移換を行っている確定給付企業年金の数である。

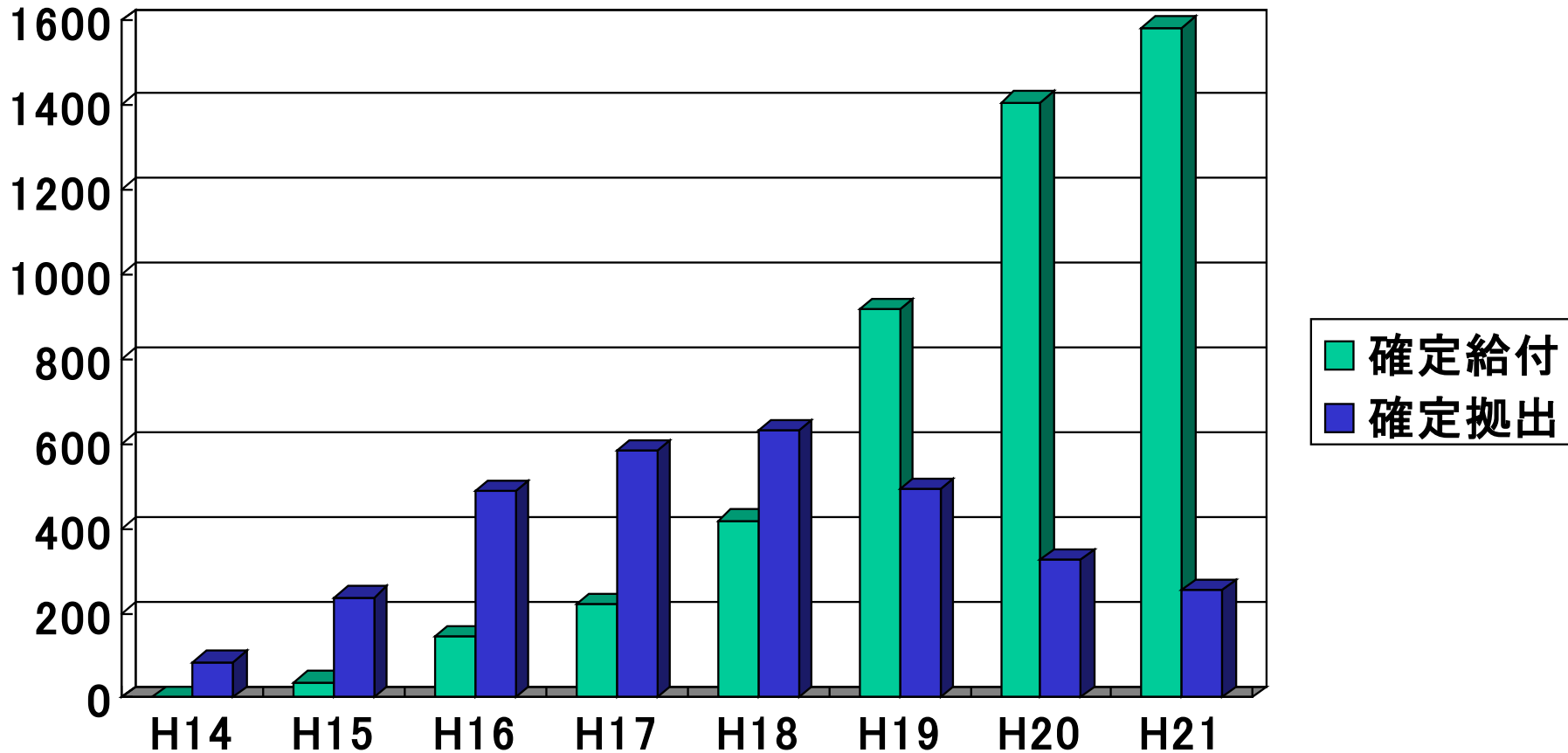
<注2> 適格退職年金から確定拠出年金及び中小企業退職金共済制度への移行数は、適格退職年金契約の全部又は一部を解除することにより、資産移換を行っている実施事業主数である。

<注3> 平成21年3月末における適格退職年金の件数と加入者数は速報値である。

# 生命保険会社の適年の移行①



# 生命保険会社の適年の移行②



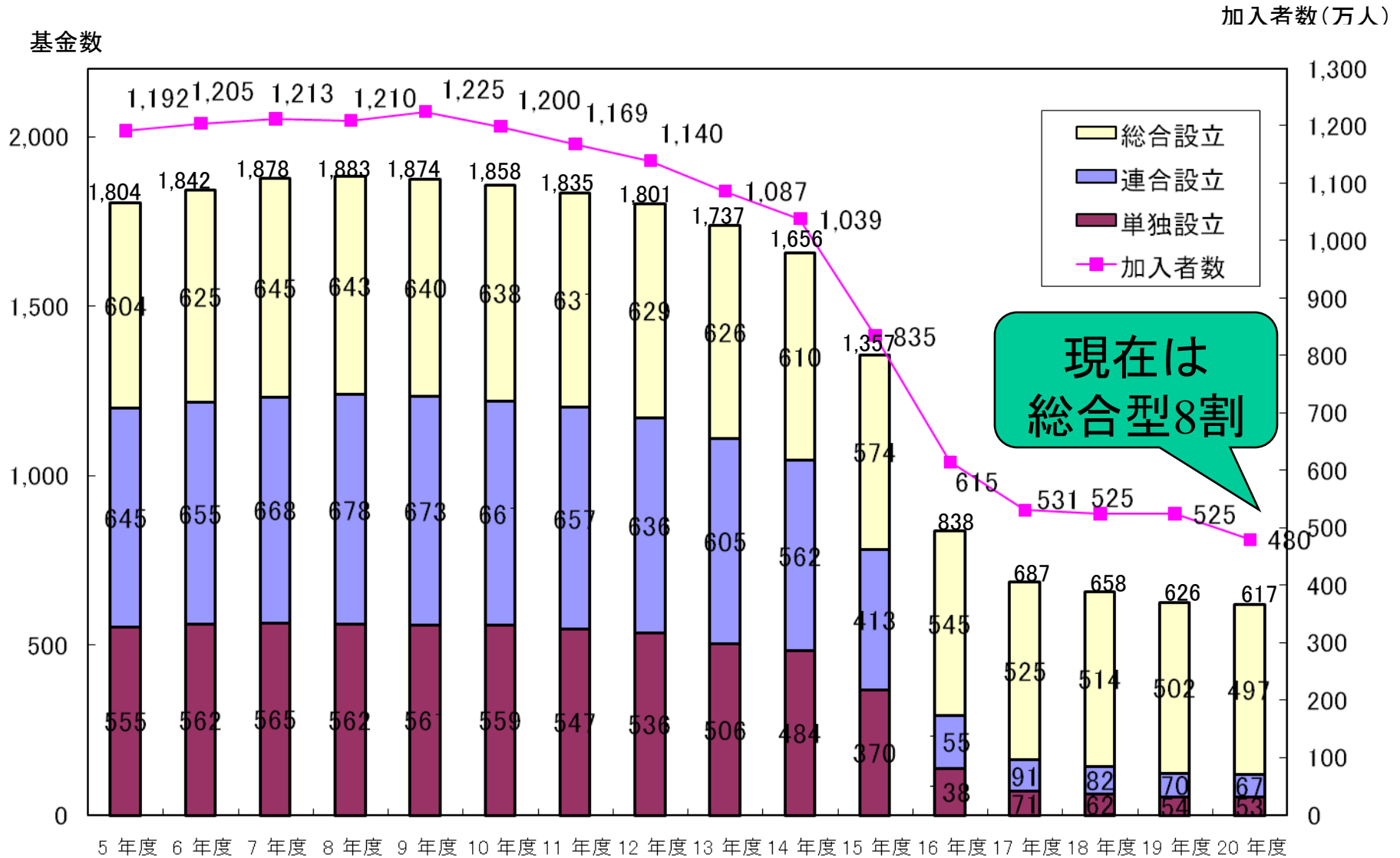
H20以降は生保各社見込み・未定分を含まない

# 4 企業年金体系の変貌

## (3) 厚生年金基金の変質

- ①ピーク時の1800基金のうち800が代行返上、300が解散し、残りは600基金に
- ②大企業は代行返上し、中小企業で構成する総合型が8割(500基金)を占める
- ③加入者の減少と成熟化による経営不安定に悩む基金も多い
- ④経営上は高い予定利率と高リスク運用是正が課題
- ⑤代行部分のあり方と合併再編のゆくえ

# 厚生年金基金数と加入者数

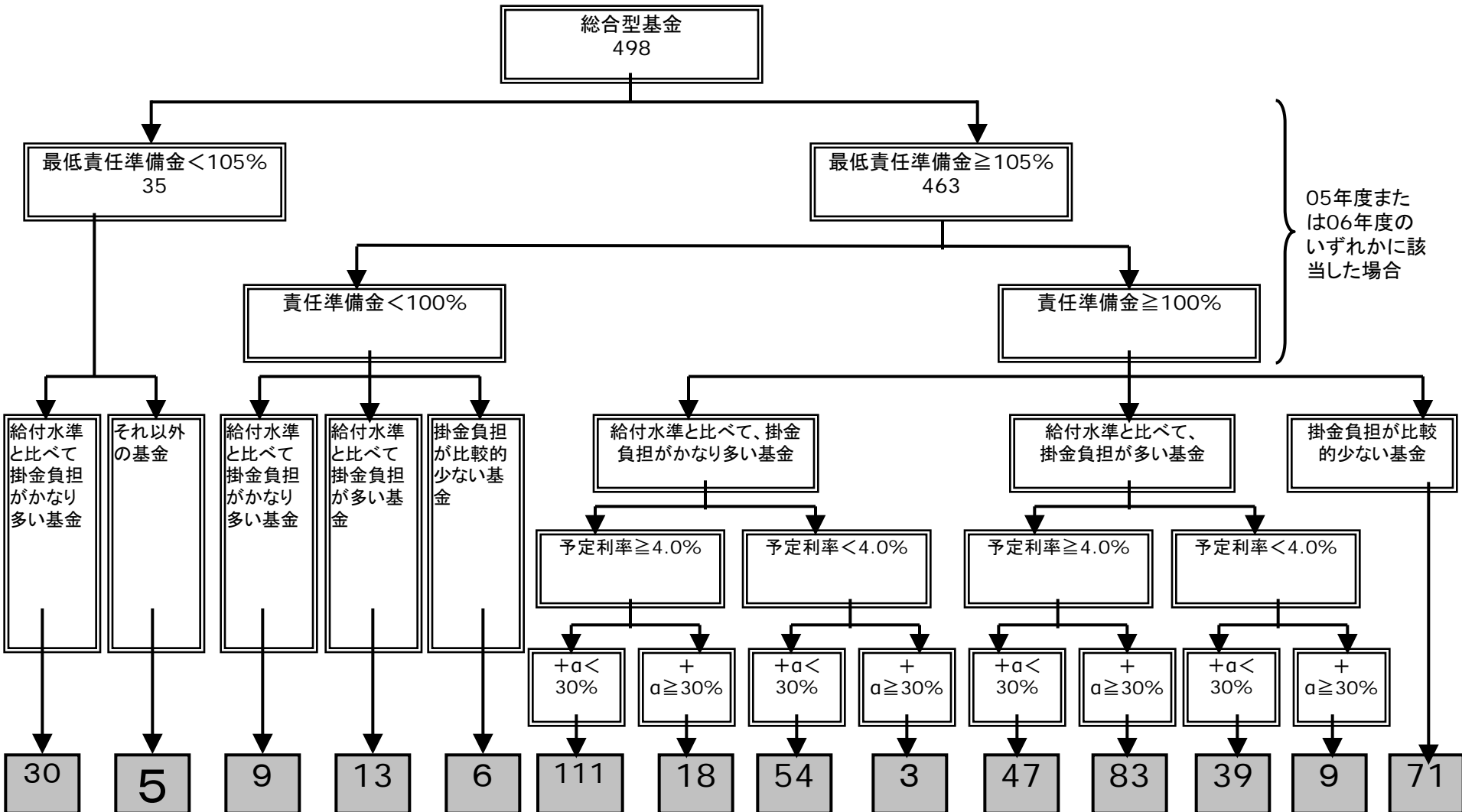


**H14年度以降の解散299、代行(過去)返上806基金**

# 厚生年金基金498の経営分析

- 平成18年度末では不足のある基金は5%にすぎないが、平成19・20年度の運用悪化で積立不足拡大
- 予定利率4%以上が77%、うち5.5%以上が65%
- 資産構成割合は平均で株式が半分程度
- プラスアルファ1%あたりの上乗せ掛金負担が0.37%。未満が16%、0.74未満が39%、0.74以上が45%
- プラスアルファ3割未満が60%、3割以上が40%
- 成熟度100%以上が34%
- 加入員3000人未満が16%

# 総合型厚生年金基金の経営状況分布

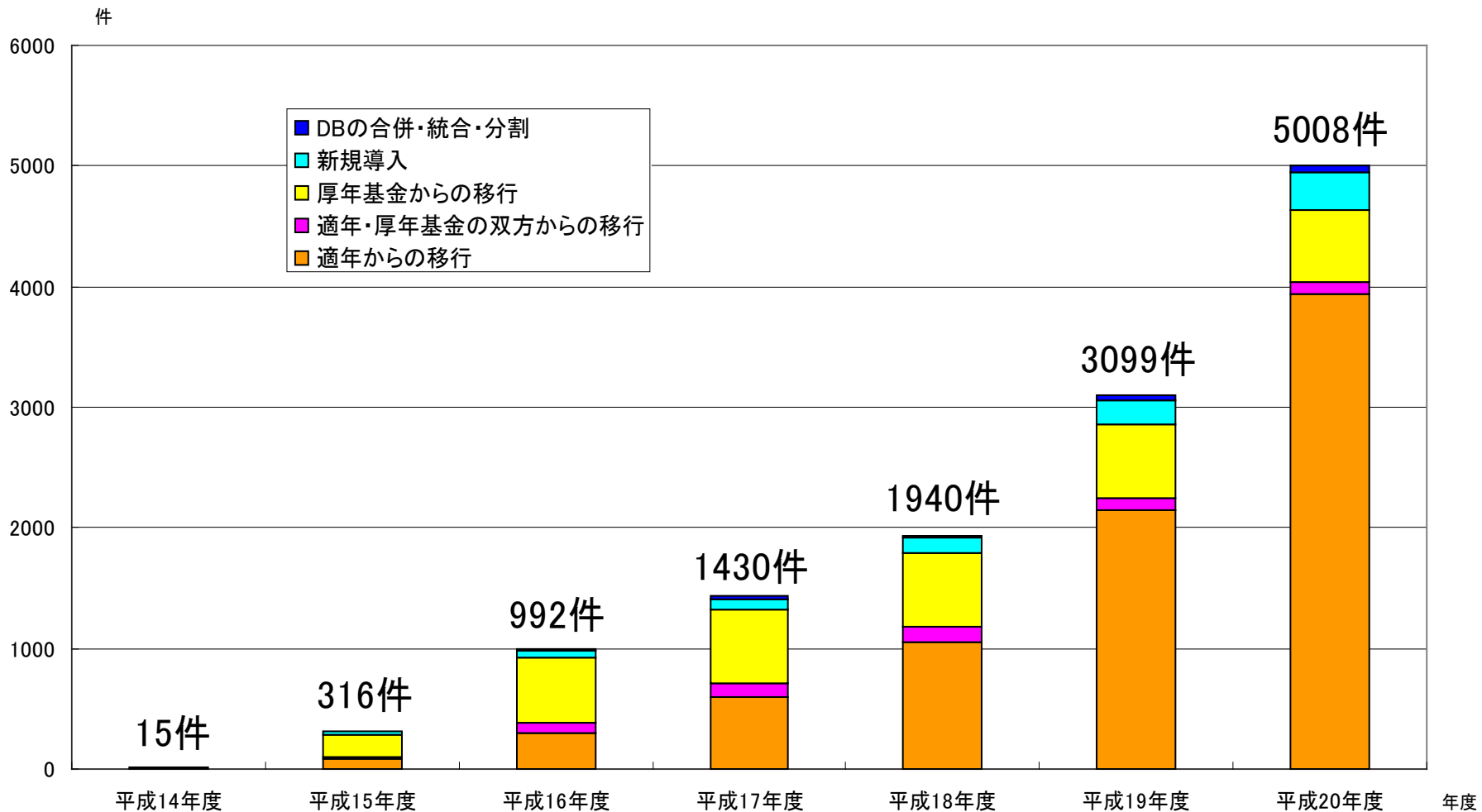


# 4 企業年金体系の変貌

## (4) 確定給付企業年金の変質

- ①適年と厚年基金からの主な移行先として数が急激に増加、企業年金制度の中心的存在になってきている
- ②代行返上の基金型から、適年移行の規約型が中心になってきている
- ③制度移行時の改革で経営は安定しているが、事業主と一体でガバナンスに課題
- ④企業の退職金として位置づけられる中で、受給権保護と年金化が課題

# ＜確定給付企業年金制度＞ 設立時の移行もとの件数の推移



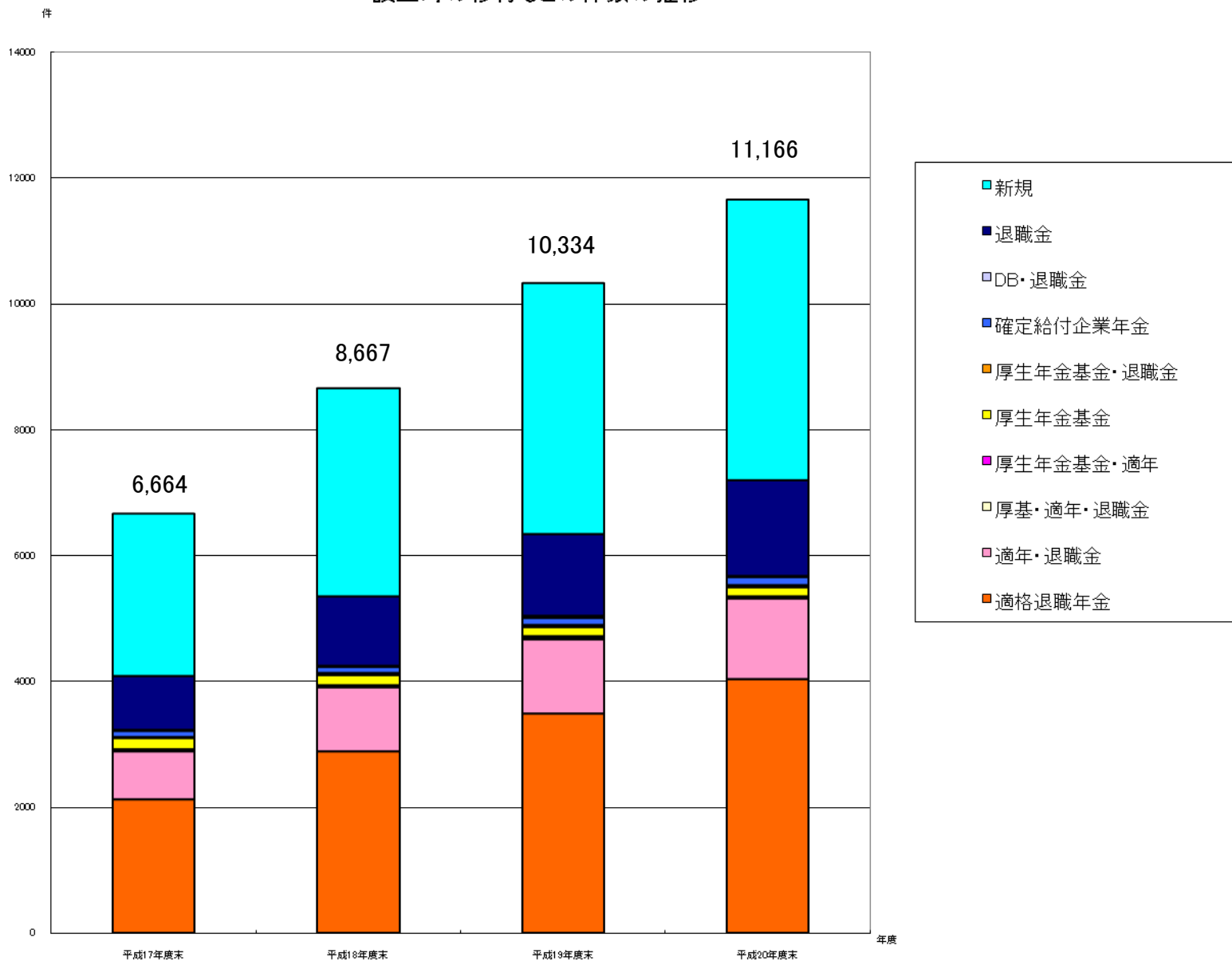
(注)平成20年度の件数は速報値である。

# 4 企業年金体系の変貌

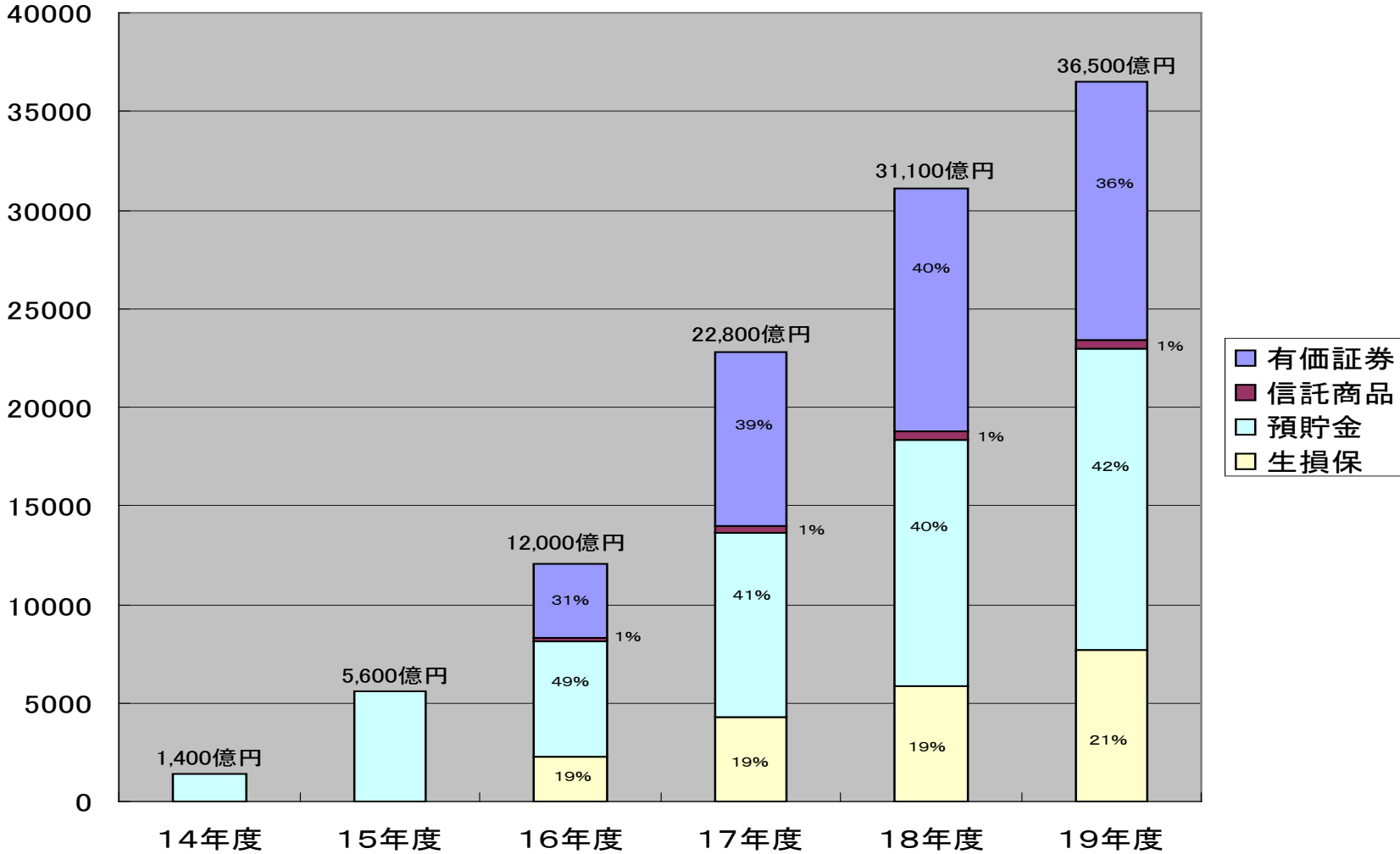
## (5) 確定拠出年金の実態

- ①適年及び一時金制度からの移行先として伸び、中小企業が多くを占めるが、最近は伸び悩んでいる
- ②加入員の選択によるポータビリティと個人運用を狙いとした制度だが、自動移換者の増加や選択しないままでの元本保証商品での低利運用など当初予想外の問題
- ③加入中及び退職時の事業主の説明責任の徹底が課題（投資教育の限界の認識の必要も）

**<確定拠出年金制度>**  
**設立時の移行もとの件数の推移**



# 確定拠出年金に係る資産構成割合・資産残高



(注1) 14年度及び15年度は運用商品の区分を把握していない。  
 (注2) 「信託商品」とは、信託会社等への金銭信託商品、「有価証券」とは、投資信託商品等である。

# 5 企業年金法制の課題

## (1) 受給権保護の方向性

- ①日本の企業年金は退職金であるが故の特色を持つ中で、受給権保護をどこまで図れるか
- ②雇用コスト削減要請とボラティリティ拡大(雇用と金融の変化)の中で、企業年金の財政リスクのシェアによる企業年金の存続と受給権保護のバランスが求められる
- ③公的年金の補完と企業年金(企業)の不安定性
- ④企業年金の受給権保護規制の総合的検討が必要である

# 5 企業年金法制の課題

## (2) 2012年・法制見直しの契機

- ① 適格退職年金の移行期限(2012年)で企業年金体系の変貌は一区切り
- ② 時価主義的な国際会計基準への変更の動き(2012年、即時認識など)
- ③ 特別法人税凍結解除(2011年)後の税制優遇のあり方
- ④ 財政運営基準の暫定措置期限(2011年)後の財政運営基準のあり方

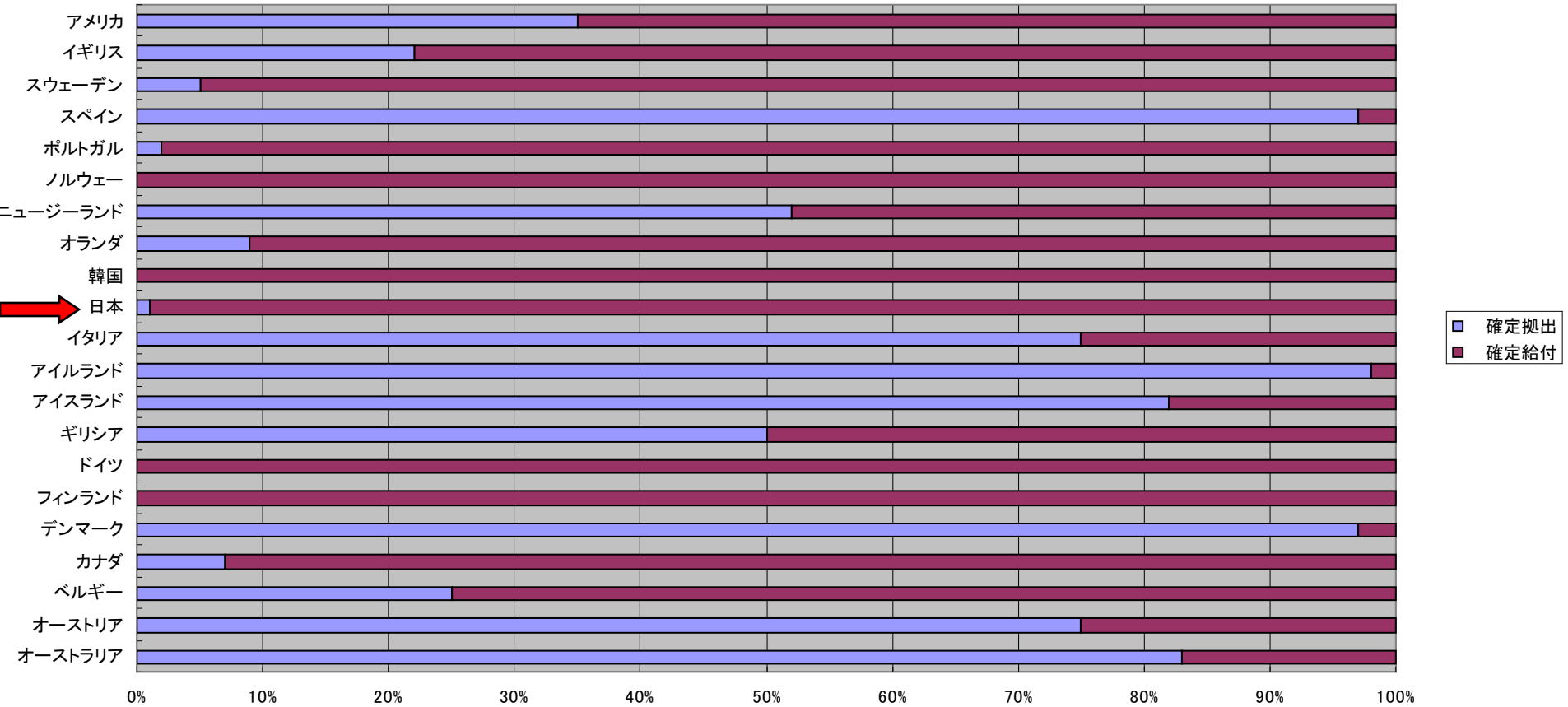
# 5 企業年金法制の課題

## (3) 課題と方向性

### ① 確定給付か確定拠出か

- 確定給付から確定拠出への流れというより、財政リスクの増大に対し、事業主と従業員でのリスクのシェアの動き
- 我が国においては、退職金の側面もあることから、確定給付が主流
- ハイブリッドの可能性(実績連動型DB、集団運用型DC)

# 諸外国の企業年金資産における 確定給付と確定拠出の比率(2004)



(資料) Pension Markets in Focus-October 2006, OECD

# 5 企業年金法制の課題

## (3) 課題と方向性

### ② 財政運営基準の見直し

- 現行基準創設時(1997年)に比べボラティリティが拡大している現状にあっているか
- 非継続基準と継続基準の2本立てを見直すべきか
- 年金の長期的財政運営と企業の短命性をどのように調和させるか
- 業績好調時のリスクバッファの確保のための上乗せ拠出のあり方
- 厚生年金基金の代行部分の財政運営のあり方  
(財政中立化の将来)

# 5 企業年金法制の課題

## (3) 課題と方向性

- ③ガバナンス、指導監督、母体責任等を含めた、受給権保護規制の総合的検討
- ④事業主による説明責任の強化(全制度共通)
- ⑤給付減額規制のあり方(現在は厳しい要件だが受給者減額も認めている)
- ⑥支払保証制度の必要性(モラルハザードをどう考えるか)
- ⑦一時金より年金給付を促進するための手法、有期年金より終身年金を促進するための手法
- ⑧企業年金の望ましい水準・設計と税制優遇